

部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項について

平成 27 年 7 月 10 日

厚生労働省国立研究開発法人審議会決定

厚生労働省国立研究開発法人審議会令（平成 27 年政令第 194 号）第 5 条第 6 項の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項については、以下のとおりとする。

（１）主務大臣への意見関係

- ①中長期目標に関する意見
- ②中長期計画に関する意見
- ③各事業年度における業務の実績の評価に関する意見
- ④中長期目標期間終了時に見込まれる中長期目標期間における業務実績の評価に関する意見
- ⑤中長期目標期間における業務実績の評価に関する意見
- ⑥中長期目標期間の終了時の検討に関する意見

（２）このほか、法人ごとの個別性が高く、各部会で審議することがより適切である事項